

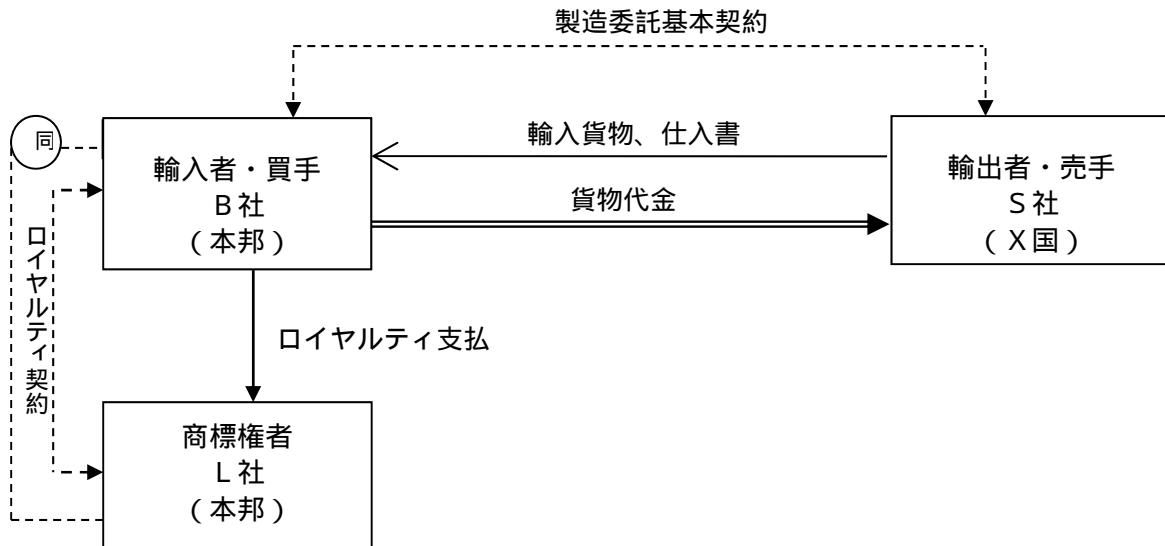
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

輸入者が支払うロイヤルティの関税評価上の取扱いについて

照会		
照会内容等	輸入貨物の品名	衣類（税表分類：第 61 類）
	照会の趣旨	買手が商標権者に対して支払うロイヤルティが、輸入貨物の課税價格に算入されるか否かについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
	関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号
	添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答		回答年月日	平成 26 年 10 月 15 日	回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税關としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。				

1. 取引形態図



2. 取引の概要

- (1) 本邦所在の輸入者であるB社(以下「買手」という。)は、X国所在の自己と特殊関係のない輸出者であり製造者であるS社(以下「売手」という。)と製造委託基本契約を締結し、衣類(以下「輸入貨物」という。)を継続的に輸入します。
- (2) 買手は、親会社であるL社(以下「商標権者」という。)との間に「ロイヤルティ契約」を締結し所定の計算に基づきロイヤルティを支払っています。
- (3) ここでいう「ロイヤルティ」とは、商標権者のグループに属することにより与えられる無形の経済的利益について、グループ内各社がその対価として適正かつ公平に負担しているものです。
 商標権者がグループ会社に与えている無形の経済的利益には、自社の保有する商標その他の知的財産権及び経営上のノウハウ等があり、この経済的利益をグループ全体に提供することにより、グループ及びその構成員の社会的信用を高め、競業者に対する優位性を付与し、よってグループ全体の経済活動の向上を図っています。買手は、商標権者の保有する商標を使用した商品を売手に製造させ輸入・販売しており、当該商標を使用することにより生まれる知名度や消費者への安心感のアピールなどの無形の経済的利益を受けています。
- (4) 売手は、買手と交わした「製造委託基本契約書」に基づき、買手指定の仕様により、商標を付した商品の製造、必要な試験の実施、包装、ラベル付け等を行い、買手に対して販売します。なお、当該商標について、ロイヤルティ契約により買手は商標権者から使用権の許諾を受けています。
 買手は輸入貨物の品質、価格、数量などについて売手と協議の上定めた事項を記載した「発注書」を売手に送付することにより個別の契約を申し込みます。売手が書面により拒絶の通知をしない限

り発注書に定める内容による個別の売買契約が成立し、貨物が輸入されることになります。

「製造委託基本契約書」及び「発注書」には、ロイヤルティの支払いに関する記述はありません。

(5) 買手は仕入先を商標権者の指示によらず自由に指定することができます。また、商標権者が売手に対して商標の使用を許諾している事実はなく、売手は買手がロイヤルティを支払っていることに関する知識していません。さらに、買手の取扱商品に当該商標が使用されているか否かにかかわらず、あるいは、取扱商品が輸入品であっても国内調達品であっても、買手がロイヤルティを支払うこと及び支払金額が変わることはありません。

3. 関税評価に対する照会者の見解

買手が輸入する商品は商標権者が保有する商標が付されているものであることから、当該ロイヤルティの支払いは「輸入貨物に係る」ものであるとは考えられます。

しかし、買手がロイヤルティを支払うことはロイヤルティ契約に基づくものであって、売手との間の輸入取引とロイヤルティの支払いについての関連性は全くないと考えています。

また、当該ロイヤルティの支払いは、関税定率法第4条第1項第4号及び関税定率法基本通達4-13(2)の「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接または間接に支払われるもの」には該当せず、輸入貨物の課税価格に算入する必要のないものと考えます。

【回答内容】

本事案において、買手が商標権者に対して支払うロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの」と認められないことから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 関係法令等

(1)関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

そして、当該運賃等の一つとして、同項第4号において、当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもので政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるものが掲げられています。

(2)法基本通達(以下「通達」という。)4-13(3)において、「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価とは、輸入貨物に関連のあるものをいい、同ハにおいて、商標権については、輸入貨物が商標を付したものである場合が例示されています。

また、同(4)において、「『輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの』とは、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいい、その判断は、当該輸入貨物に係る売買契約やライセンス契約の内容だけではなく、当該輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情を考慮して行うこととされています。どのような対価がそれに該当するかについて、同(4)において以下のように例示がなされています。

イ 輸入貨物に係る特許権者等が当該輸入貨物の売手である場合において、買手が当該売手に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価

ロ 輸入貨物に係る特許権者等が売手及び買手以外の第三者である場合において、当該売手と当該買手の取決めにより当該買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価

ハ 輸入貨物に係る特許権者等が売手の親会社である場合において、買手が当該特許権者に対して支払う当該特許権者等の使用に伴う対価

- 二 売手が輸入貨物に係る特許権者等の下請会社である場合において、買手が当該特許権者等に
対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価
- ホ 売手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている
場合において、当該売手が買手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、
当該買手が当該売手に対して支払う当該特許権の使用に伴う対価
- ヘ 買手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている
場合において、当該買手が売手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、
当該買手が当該特許権者に対して支払う当該特許権の使用に伴う対価

2 . 法第4条第1項第4号に掲げる特許権等の対価について

買手は、商標権者との間で締結したロイヤルティ契約に基づき、商標の使用権の対価としてロイヤルティを支払っていることから、当該ロイヤルティが法第4条第1項第4号に掲げる特許権等の使用に伴う対価に該当するか否かについて検討します。

(1) 「輸入貨物に係る」ものであるか

本事案に係る輸入貨物は、ロイヤルティ契約により使用が許諾されている商標が付されたパッケージに包装された衣類であることから、通達4-13(3)ハにおいて示されている「輸入貨物が商標を付したもの」に該当するものと認められます。

よって、買手が支払うロイヤルティは、「輸入貨物に係る」ものであると認められます。

(2) 「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手に より直接又は間接に支払われるもの」であるか

買手の説明によれば、買手は商標権者の指示によらず売手を自由に指定することができるとのことです。ロイヤルティ契約書においても、製品の製造や輸入に係る記述はありません。

また、買手と売手との間でロイヤルティの支払について取り決めている事実はないとのことであり、実際、買手から提出された製造委託基本契約書及び発注書にロイヤルティに係る記述はありません。さらに、売手と商標権者の間に特殊関係や下請関係はなく、売手が商標権者から商標の使用許諾を受けている事実もありません。

これらのことから、商標権者は輸入取引及び輸入貨物の製造・管理に関与していないものと認められます。

さらに、ロイヤルティ契約によると、ロイヤルティの計算方法は、買手が商標を使用するか否か、また、製品を輸入するか国内調達するかを問わず一定であることから、ロイヤルティは買手が輸入取引をするために支払う費用ではないと認められます。

したがって、買手が商標権者に支払うロイヤルティは、通達4-13(4)イ～ヘに掲げられているいずれの対価にも該当しません。よって、買手がロイヤルティを支払わなければ、売手との間で実質

的に輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなるとは認められないことから、ロイヤルティは「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの」に該当しません。

3 . 結論

以上のことから、買手が商標権者に対して支払うロイヤルティは、法第4条第1項第4号に規定する課税価格に含まれる特許権等の対価には該当せず、輸入貨物の課税価格に算入されません。